明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

令和６年
１月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一一三四号から第一一五二号まで
号外　第一号から第二五号まで／特第一号から特第一四号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
◇―――◇
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。


## 詔書

令和六年一月二十六日に、国会の常会を東京に召集する詔書　一六　特7　一

## 政令

一　水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令　四　二
二　下水道法施行令の一部を改正する政令　四　二
三　社会福祉法施行令の一部を改正する政令　四　二
四　令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　一一　特4　二
五　令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　一一　特4　三
六　令和六年能登半島地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令　一一　特4　三
七　消防法施行令の一部を改正する政令　一七　11　一五
八　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令　一七　11　五
九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　一七　11　一四
一〇　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令　一七　11　一八
一一　公職選挙法施行令の一部を改正する政令　一九　14　二
一二　地方自治法施行令等の一部を改正する政令　一九　14　三
一三　介護保険法施行令の一部を改正する政令　一九　14　五
一四　令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令　一九　特10　一
一五　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令　二四　17　二
一六　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令　二四　17　二
一七　国民健康保険法施行令の一部を改正する政令　二六　二
一八　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令　三一　23　三
一九　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令　三一　23　三
二〇　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令　三一　23　四
二一　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　三一　23　五
二二　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　三一　23　五

## 条約

一　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書　一五　8　二
二　社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定　一七　11　一八

## 府令

### ○内閣府

一　孤独・孤立対策推進法施行規則　一七　11　二六
二　貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令　一七　特8　一
三　特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令　二五　18　一
四　児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令　二五　18　二
五　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令　二五　18　四

| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 六 | 質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令 | 三一 23 | 九 |
| 七 | 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令 | 三一 23 | 三五 |
| 八 | 投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令 | 三一 23 | 七九 |

**府令・デジタル庁令・省令**

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ○内閣府、デジタル庁、財務省 | | |
| 一 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十二条第二項の規定による電子情報処理組織による預金保険機構の業務の特例に関する命令 | 三一 23 | 八一 |
| | ○内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 | | |
| 一 | 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則 | 三一 23 | 八一 |

**府令・省令**

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ○内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 | | |
| 一 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 | 一一 特4 | 三 |
| | ○内閣府、総務省、財務省 | | |
| 一 | 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 | 三〇 | 二 |
| | ○内閣府、法務省 | | |
| 一 | 金融サービス仲介業者保証金規則の一部を改正する命令 | 三一 23 | 八九 |
| | ○内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | | |
| 一 | 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令 | 三一 23 | 九一 |
| | ○内閣府、財務省、経済産業省 | | |
| 一 | 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令 | 三一 23 | 九二 |
| | ○内閣府、厚生労働省 | | |
| 一 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令 | 二四 | 二 |
| 二 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令 | 二五 18 | 三五 |
| 三 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令 | 二五 18 | 五二 |
| 四 | 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令 | 三一 23 | 九三 |
| | ○内閣府、農林水産省 | | |
| 一 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 | 三一 23 | 九七 |
| | ○内閣府、国土交通省 | | |
| 一 | 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令 | 一九 14 | 七 |

**デジタル庁令**

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ○デジタル庁 | | |
| 一 | デジタル庁所管補助金等交付規則の一部を改正する庁令 | 一七 11 | 二六 |
| 二 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令 | 三一 23 | 二六 |

**デジタル庁令・省令**

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ○デジタル庁、総務省 | | |
| 一 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令 | 三一 23 | 二七 |

**省令**

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ○国家公安委員会、国土交通省 | | |
| 一 | 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 | 三一 23 | 二七 |
| | ○総務省 | | |
| 一 | 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | 一一 特3 | 一 |
| 二 | 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令 | 一九 14 | 七 |
| 三 | 在外選挙執行規則の一部を改正する省令 | 一九 14 | 一五 |
| 四 | 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令 | 二四 17 | 三 |
| 五 | 消防法施行規則の一部を改正する省令 | 二六 20 | 一 |

○法　務　省

一　法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する省令　一九　二

二　法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令　一九　三

三　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令　二六　三

○財　務　省

一　外国為替に関する省令の一部を改正する省令　一一　特4　四

二　令和六年能登半島地震に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令　二二　特11　一

三　租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令　三一　23　三六

○財務省、経済産業省

一　経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令　三一　23　二六

○文部科学省

一　高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令　三一　23　二九

○厚生労働省

一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令　四　1　一

二　健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一六　10　一

三　令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令　一六　特6　一

四　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令　一七　11　三六

五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令　一七　11　二七

六　社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令　一七　11　二七

七　社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令　一七　11　一四〇

八　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一八　13　一

九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一八　13　一

一〇　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令　一九　四

一一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令　一九　四

一二　医療法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令　一九　四

一三　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令　一九　14　一七

一四　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令　二三　特12　一

一五　介護保険法施行規則の一部を改正する省令　二五　18　九九

一六　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令　二五　18　一〇六

一七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令　二五　18　三八

一八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令　二五　18　三八

一九　臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二六　二

二〇　確定拠出年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令　二九　二

二一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　23　三三

二二　労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　23　三四

○農林水産省

一　農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令　一〇　5　一

二　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令　一五　9　一

三　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令　二九　21　二

四　農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令　三一　23　一三六

**○農林水産省、経済産業省、国土交通省**

一　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一九　14　二一

**○農林水産省、国土交通省**

一　地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令　二五　二

**○経済産業省**

一　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令　二四　二

二　特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　23　一三六

**○経済産業省、国土交通省、環境省**

一　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二四　三

二　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三〇　三

**○国土交通省**

一　装置型式指定規則等の一部を改正する省令　五　3　一

二　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令　一九　14　二二

三　海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令　一九　14　二六

四　宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令　二四　17　三七

五　建築基準法施行規則等の一部を改正する省令　二九　21　八

六　海上運送法施行規則等の一部を改正する省令　三一　23　一三七

七　国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　23　一四九

**○環境省**

一　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令　一一　二

二　気候変動適応法施行規則　一六　一

三　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二三　二

四　水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令　二五　二

**○防衛省**

一　自衛隊法施行規則の一部を改正する省令　二二　二


## 規則


**○人事院**

九―二四―二〇　人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則　二三　16　一

九―一五一　在宅勤務等手当　二三　16　二

**○国家公安委員会**

一　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則　一七　11　一四〇

二　古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則　三一　23　一四九


## 告示


**○内閣府**

一　災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定に基づき、特定災害対策本部を設置する件　一　特1　一

二　災害対策基本法第二十四条第一項及び第二十五条第八項の規定に基づき、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を設置する件　二　特2　一

三四　総合特別区域計画の変更を認定した件　一一　二

八五―構造改革特別区域計画を認定した件　一五　二

一三―九―構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一五　二

一四―一六―構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　一五　三

一七―一八　国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　一八　二

一九　内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件の一部を改正する件　二四　17　三九

**内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省**

一　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則第三条第二項第四号（同令第六条第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第一号ホの規定に基づく書類を指定する件　三一　23　一芸

**○宮内庁**

一　令和六年新年一般参賀は取りやめた件　一二　一

二　令和七年歌会始のお題を定められた件　一九　五

**○国家公安委員会**

一　令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件　一一　特4　四

二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件　一二　特5　一

三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件　一七　二

四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二九　21　一一

**○金融庁**

一　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　二四　四

二　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二九　二

三　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　24　二

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　三一　24　二六二

五　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件　三一　24　三〇五

六　〃　三一　24　三〇七

七　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件　三一　24　三〇八

八　協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件　三一　24　三〇九

九　金融サービスの提供に関する法律施行令第二十二条第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件の一部を改正する件　三一　24　三一〇

一〇　金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を定める件の一部を改正する件　三一　24　三一〇

一一　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第二十二条第三項第一号イ等の規定に基づき、法人から除かれるもの等を定める件の一部を改正する件　三一　24　三一一

一二　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第一項第二号の規定に基づき、金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者等を定める件の一部を改正する件　三一　24　三一一

**○金融庁、厚生労働省**

一　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　24　三一三

| | 日号外 | ページ |
|---|---|---|
| 二　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件 | 三一 24 | 五六 |
| 三　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件 | 三一 24 | 六二 |
| 四　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件 | 三一 24 | 六三 |
| 五　労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示の一部を改正する件 | 三一 24 | 六五 |
| ○消費者庁 | | |
| 一　消費者団体訴訟等支援法人の認定の件 | 一二 7 | 一 |
| 二　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件 | 二五 | 三 |
| ○こども家庭庁 | | |
| 一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件 | 一一 特4 | 七 |
| ○こども家庭庁、厚生労働省 | | |
| 一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件 | 一六 特6 | 二 |
| ○デジタル庁 | | |
| 一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 | 一五 | 三 |
| 二　政府認証基盤を構成する日本政府ルート認証局システム及び官職サブ認証局システムの認証局証明書のフィンガープリント | 二二 | 二 |
| 三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第四条の四第二項第四号（同令第四条の七第一項において準用する場合を含む。）及び第四条の五第五号の規定に基づく書類を指定する件 | 三一 23 | 一五 |
| 四　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 | 三一 23 | 一五 |
| ○デジタル庁、総務省 | | |
| 一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 | 一五 | 三 |
| 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 | 一五 | 四 |
| 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件 | 二二 特11 | 五 |
| 四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件 | 二二 特11 | 六 |

五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三一　23　二兵

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三一　23　二兵

**○デジタル庁、法務省**

一一　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　二三　二

**○総　務　省**

一　市の境界変更の件　四　四

二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一二　一

三　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一五　9　二

四　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　一五　9　五

五　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　一五　9　一〇

六　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件　一六　二

七　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件　一六　二

八　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件　一六　二

九　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件　一六　二

一〇　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件　一六　三

一一　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一六　10　四

一二　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件　一六　特6　二

一三　特定国外派遣組織を指定する件　一七　二

一四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一七　二

一五　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　一七　二

一六　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　一七　二

一七　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一九　14　六四

一八　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定を同法第七条第二項の規定に基づき公示する件　二五　三

一九　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件　二五　三

二〇　地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件　三一　二

二一　地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件　三一　二

二二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　三一　23　一六八

二三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三一　23　一六九

二四　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二五　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　三一　23　一六三

二八　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件　三一　23　一六三

○中央選挙管理会

一　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件　一七　三

二　令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一八　二

三　令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一九　五

○政治資金適正化委員会

一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二六　三

二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二六　三

三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二六　三

○消　防　庁

一　消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　四　四

二　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件　一九　五

三　消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件　二六　20　六

○法　務　省

一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　四　五

二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　五　一

三　原戸籍の一部が滅失した件　九　一

四　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　九　一

五　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一一　特4　八

六　除籍の一部が滅失した件　一六　三

七　原戸籍の一部が滅失した件　一九　六

八　日本国に帰化を許可する件　一九　六

九　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一九　六

一〇　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一九　七

一一　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一九　七

一二　除籍が滅失した件　二二　二

一三　戸籍が滅失した件　二二　二

一四　日本国に帰化を許可する件　二二　二

一五　〃　二四　四

一六　〃　二五　三

一七　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二五　四

一八　除籍が滅失した件　二六　三

一九　原戸籍の一部が滅失した件　二六　三

二〇　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二九　三

二一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　三〇　三

二二　日本国に帰化を許可する件　三一　三

二三　法務省所管事業（債権管理回収業・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件　三一　23　一六七

○法務省、国土交通省

一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一一　特4　九

○公安審査委員会

一　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律所定の無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の請求に関し、公安調査庁長官が行った更新請求に対する同法第二十六条第六項において準用する同法第二十二条第一項の決定の件　二九　21　一五

○外務省

一　ハイチ共和国における教育施設再建計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　四　五

二　マレーシア政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とマレーシア政府との間の書簡の交換に関する件　四　五

三　パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一二　一

四　送電網整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　二

五　パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　二

六　電力システム運用能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　二

七　キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　二

八　ジョージア政府に対する贈与に関する日本国政府とジョージア政府との間の書簡の交換公文の効力発生に関する件　一二　二

九　北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件の一部を改正する件　一二　特5　一

一〇　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の日本国による効力発生のための通報に関する件　一五　8　三〇

一一　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に組み込まれ、その一部を成す環太平洋パートナーシップ協定第十八・三十八条（猶予期間）の規定の適用に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　8　三〇

一二　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件の一部を改正する件　一六　特6　三

一三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の効力発生に関する件　一七　三

一四　社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生に関する件　一七　11　一四

一五　返納を命じた旅券を無効とする件　二二　三

一六　南スーダン共和国におけるジェンダーに基づく暴力への対応のためのコミュニティセンター整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二六　三

一七　ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文の終了に関する口上書の交換に関する件　二六　三

一八　ソコデ市バイパス道路建設計画のための贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　三

一九　食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二〇　食糧援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二一　ベナン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二二　食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二三　エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二四　コートジボワール共和国における北部地域における地方政府社会インフラ改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二五　キンシャサ市モンアンバ地区における電力アクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

二六　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件　二九　21　四五

二七　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二九　21　四七

二八　先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　二九　21　六〇

二九　アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件　三〇　特14　一

○財務省

一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　四　1　二

二―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　7　一

一九―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　7　八

二―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一二　7　九

一五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一二　7　一一

一六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一二　7　一二

一七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一二　7　一二

一八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一二　7　一三

一九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一二　7　一四

二〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一二　7　一四

二一　富山県及び石川県における関税に関する申請期限等を延長する件　一二　特5　二

二二　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　一八　二

二三　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件　二五　四

二四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　四

二五　公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二六　四

二六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　21　六二

○財務省、農林水産省

一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　二

二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三

○財務省、農林水産省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一五　五

○国税庁

一　富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件　一二　特5　二

二　令和六年能登半島地震による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件　一二　特5　二

○文部科学省

一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　九　4　一

二　文化財を重要文化財に指定する件　一九　14　六四

三　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一九　14　六七

四　教科書の定価認可基準の一部を改正する件　二九　21　六五

五　重要無形文化財の保持者死亡による指定解除及び認定解除の件　三一　三

六　重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件　三一　四
八　我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示　三一 23 一卖
○文化庁
一　文化財保護法第百八十四条の二第一項及び文化財保護法施行令第六条第二項の規定に基づき静岡県駿東郡小山町教育委員会が行うこととした事務を定める件　一九　七
二　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　二九　三
○厚生労働省
一　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件　四　六
二　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　一二　二
三　富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件　一二 特5　二
四　富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例　一二 特5　三
五　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件　一五　六
六　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件　一五　六
七　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件　一六 特6　三
八　令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件　一六 特6　六
九　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　一七　三
一〇　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和六年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件　一七　三
一一　令和六年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件　一七 11　四
一二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示　一七 11　一六
一三　生物学的製剤基準の一部を改正する件　一八 13　二
一四　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件　一八 13　四
一五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　一八 13　四
一六　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　一八 13　四
一七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一八 13　四
一八　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件　一八 13　五
一九　介護保険法施行令第三十七条の十三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由　二二　三
二〇　歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令附則第三項に規定する厚生労働大臣が定めるもの　三〇　三
二一　歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第一項の指定をした旨を公示する件　三〇　四
二二　食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件　三〇 22　一
二三　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止及び廃止を許可した件　三〇 22　二
二四　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の一部廃止を許可した件　三〇 22　二

二五　青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針等の一部を改正する告示　三〇 22 二

二六　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三一　四

二七　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和六年度及び令和七年度における財政安定化基金拠出率　三一　四

二八　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件　三一 23 一表

**○農林水産省**

一五―　保安林の指定をする件　四　六

一六―　保安林の指定を解除する件　四　八

二一―　保安林の指定をする件　五　一

三八　保安林の指定を解除する件　五　三

三九　保安林の指定施業要件を変更する件　五　四

四〇　特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）並びにあおざめ（南大西洋海域）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　五 2　一

四一―　保安林の指定をする件　九　一

六七―　保安林の指定をする件　九　一

六八　肥料の登録の有効期間を更新した件　一〇　一

六九　肥料の名称の変更に係る届出があった件　一〇　四

七〇　肥料の登録が失効した件　一〇　五

七一　保安林の指定施業要件を変更する件　一〇　五

七二　農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件　一〇 5 二二

七三　肥料の登録の有効期間を更新した件　一一　六

七四　生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　一一　六　四

七五　肥料の登録が失効した件　一一　6　四

七六　肥料を登録した件　一二　二

七七―　保安林の指定をする件　一二　三

九一　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一二 7 一五

九二　肥料を登録した件　一五　六

九三　保安林の指定施業要件を変更する件　一六　三

九四―　保安林の指定を解除する件　一六　三

一〇〇四　保安林の指定施業要件を変更する件　一六　三

一〇〇五　肥料を登録した件　一六　四

一〇〇七　農薬を登録した件　一六　五

一〇〇八　農薬の登録が失効した件　一六　五

一〇九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十三条第一項の都道府県を指定する件　一六 特6 七

一一〇　肥料を登録した件　一七　三

一一一　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　四

一一三　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　一八　四

一一四　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　五

一一五―　保安林の指定をする件　一八　五

一一三―　保安林の指定を解除する件　一八　六

一一三三　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件　一八 特9 一

一一三四　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　一九 14 九八

一一三五　出願公表後に名称変更がなされた件　一九 14 一〇〇

一一三六―　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二二　四

一一三九　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　二二　四

一一四〇　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　二二　五

一一四一―　保安林の指定をする件　二二　三

一一六〇―　保安林の指定をする件　二二　三

一一六一　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二二　五

一六二―一六七　保安林の指定をする件　二四　五
一六八　保安林の指定施業要件を変更する件　二四　五
一六九　農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件　二四　六
一七〇　園芸施設共済に係る共済掛金標準率等を定める件　二四　六
一七一　令和六年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件　二六　四
一七二　豚及びいのししに係る家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件　二六　五
一七三　炭酸飲料の日本農林規格の一部を改正する件　二六　六
一七四　炭酸飲料についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件　二六　六
一七五　漁船船主責任保険の保険金額の限度を定める件の一部を改正する件　二九　三
一七六―一九四　保安林の指定をする件　二九　四
一九五　飼料の公定規格の一部を改正する件　二九　21　七一
一九六　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二九　21　七二
一九七　農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二九　21　七五
一九八　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　三〇　22　五
一九九　肥料の登録の有効期間を更新した件　三〇　22　八
二〇〇　肥料の名称の変更に係る届出があった件　三〇　22　一一
二〇一　肥料の登録が失効した件　三〇　22　一一
二〇二　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　三〇　22　一二
二〇三　構造用パネルの日本農林規格等を確認する件　三一　四
**○経済産業省**
一　電気用品安全法第三十四条の届出に基づき住所変更を行った件　四　八
二　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件　九　五
三　産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件　一一　三
四　鉱山保安確保事業費補助金交付規則を廃止する告示　一一　三
五　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　一二　五
六　輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件　二五　四
七　中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件　二六　六
八　産業標準化法第四十六条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件　三〇　四
**○経済産業省、環境省**
一　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件　一一　三
二　令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一七　特8　二
**○国土交通省**
一　河川法の規定により指定区間を変更する件　四　1　六
二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示　五　3　一一
三　高速自動車国道に関する件　九　五
四　砂防法第二条の土地を指定する件　九　五
五　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　九　六
六　運輸審議会から答申があった件　九　六
七　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　九　六
八　建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準　九　4　四
九　不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者から登録証明事業の名称を変更する届出があった件　一一　六
一〇　運輸審議会件名表に登載された件　一一　6　五
一一　港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件　一一　特4　九

| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 一二 | 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 | 一一 特4 | 一五 |
| 一三 一四 | 砂防法第二条の土地を指定する件 | 一二 | 六 |
| 一五 | 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 | 一二 | 六 |
| 一六 | 宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件 | 一二 | 六 |
| 一七 | 地すべり防止区域を追加指定する件 | 一七 | 四 |
| 一八 一三 | 砂防法第二条の土地を指定する件 | 一七 | 四 |
| 一四 | 砂防法第二条の土地の指定を解除する件 | 一七 | 七 |
| 一五 | 土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件 | 一八 | 七 |
| 一六 | 特定操縦免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示 | 一九 14 | 一〇〇 |
| 一七 | 海上運送法施行規則第十二条の二第三号に規定する航路を定める告示 | 一九 14 | 一〇三 |
| 一八 | 船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示を廃止する告示 | 一九 14 | 一〇三 |
| 一九 | 海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示 | 一九 14 | 一〇三 |
| 二〇 | 標準運送約款の一部を改正する告示 | 一九 14 | 一〇三 |
| 二一 | 砂防法第二条の土地を指定する件 | 二二 | 五 |
| 二二 | 水先人に免許を与えた件 | 二二 | 五 |
| 二三 | 軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件 | 二四 | 六 |
| 二四 | 標準媒介契約約款の一部を改正する件 | 二四 17 | 三九 |
| 二五 | 一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件 | 二五 | 五 |
| 二六 | 民間訓練試験空域を指定する告示及び航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する告示 | 二五 19 | 一 |
| 二七 | 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件 | 二五 19 | 四 |
| 二八 | 建築基準法に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件 | 二五 19 | 五 |
| 二九 | 直轄地すべり防止工事を施行する件 | 二九 | 六 |
| 三〇 | 砂防法第二条の土地を指定する件 | 三〇 | 四 |
| 三一 | 信号符字を点附した件 | 三〇 | 四 |
| 三二 | 信号符字を取り消した件 | 三〇 | 五 |
| 三三 | 船舶国籍証書を無効とした件 | 三〇 | 五 |
| 三四 三五 | 砂防法第二条の土地を指定する件 | 三〇 | 五 |
| 三六 三七 | 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 | 二六 | 六 |
| 三八 | 信号符字を点附した件 | 三〇 | 五 |
| 三九 四〇 | 砂防法第二条の土地を指定する件 | 三〇 | 五 |
| 四一 | 砂防法第二条の土地を指定する件 | 三〇 | 六 |
| 四二 | 高速自動車国道に関する件 | 三〇 | 六 |
| 四三 | 仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件 | 三〇 22 | 一六 |
| 四四 | 高速自動車国道に関する件 | 三一 | 四 |
| 四五 | 建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件 | 三一 | 四 |
| 四六 | 用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示 | 三一 23 | 一七 |
| 四七 | 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示 | 三一 23 | 一七 |
| | **○観光庁** | | |
| 一 | 通訳案内士法の規定に基づく業務廃止の件 | 一〇 | 五 |
| 二 | 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 | 一一 特4 | 一六 |

四三 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件 一八 七
五 旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件 三〇 六
○海上保安庁
一一 航路標識に関する件 五 四
二 〃 一〇 五
四三 大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示 一一 六
六 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示 二九 七
七 航路標識の用品を定める告示 三一 四
○環境省
一 令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 一七特8 三
○防衛省
四一 海上における射撃訓練を実施する件 一五 七
五一 〃 二四 六

九 〃 二五 五
一〇一二 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件 二五 五
一三一四 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 二五 五
一五 アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件 二五 六
○防衛装備庁
一 海上における射撃試験を実施する件 一〇 八
○東北地方整備局
一一 道路に関する件 九 六
二 都市計画に関する件 一〇 八
三 都市計画に関する件 一〇 八
四五 道路に関する件 一二 六
六 〃 一六 六
七 都市計画に関する件 一七 七
九八 道路に関する件 一八 七
一〇 都市公園に関する件 一九 七
一一 都市計画に関する件 二二 七五
一二 道路に関する件 二二 七五
一三一四 〃 三一 五
○関東地方整備局
一 道路に関する件 一二 七
二三 〃 一五 七
四八 〃 一八 八
一九二 都市計画に関する件 二二 七五
一三 道路に関する件 二二 六

一四一五 都市計画に関する件 二五 七
一六 道路に関する件 二六 六
一七 〃 三〇 六
一八一四 都市計画に関する件 三一 五
二五一九 道路に関する件 三一 六
○北陸地方整備局
二一 道路に関する件 二三 六
三一五 〃 二三特13 一
○中部地方整備局
一 道路に関する件 四 九
二 〃 九 六
三 〃 一〇 八
四 〃 一一 七
五 〃 一七 七
六七 都市計画に関する件 一七 七
八一〇 道路に関する件 一八 九
一一一二 〃 一九 八
一三 都市公園の利用時間を変更する件 三一 六
○近畿地方整備局
一 道路に関する件 四 九
二四 都市計画に関する件 四 九
五 都市公園に関する件 一一 七
六 道路に関する件 一八 九
七 都市計画に関する件 二二 六六
八 道路に関する件 二三 六
○中国地方整備局
一 道路に関する件 九 六
二三 〃 一〇 八
四 〃 一五 八
五 〃 一九 八

六 〃 二二 六
七 〃 二六 七
八九 都市計画に関する件 三〇 六
一〇 道路に関する件 三一 六
○四国地方整備局
一 都市公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件 一七 七
二 都市計画に関する件 一二 七
三 道路に関する件 一五 八
四 〃 一八 九
五 〃 二三 六
六 〃 三一 七
○九州地方整備局
一 都市計画に関する件 一二 七
二三 道路に関する件 一六 六
四 〃 二五 七
六四 〃 二五 七
○北海道開発局
一 道路に関する件 一九 八
二 〃 二五 七
三 〃 二六 七
四五 〃 三一 七
○沖縄総合事務局
一 道路に関する件 二六 七
○岐阜県公安委員会
一 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 四 九
○愛知県公安委員会
一 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 四 九

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可


| | 日号外 | ページ |
|---|---|---|
| **○三重県公安委員会** | | |
| 一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | 四 | 一〇 |
| **○京都府公安委員会** | | |
| 一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | 四 | 一〇 |
| **○大阪府公安委員会** | | |
| 一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | 四 | 一〇 |
| **○兵庫県公安委員会** | | |
| 二　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | 四 | 一〇 |
| **○鳥取県公安委員会** | | |
| 一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | 四 | 一〇 |
| **○島根県公安委員会** | | |
| 一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | 四 | 一〇 |
| **○岡山県公安委員会** | | |
| 一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示 | 四 | 一〇 |